

患者さまへ

## 医療情報取得加算について

当院は、オンライン資格確認を行う体制を有しており、オンライン資格によって得た情報（受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報）を活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

上記の体制により、2024年12月1日より医療情報取得加算として以下の点数を算定いたします。

医療情報取得加算（初診時）1点

医療情報取得加算（再診時）1点（3月に1回に限り算定）

正確な情報を取得する為、マイナ保険証のご利用にご協力お願いいたします。

赤坂メディカルクリニック

院長 小澁 絵理